

八王子市告示第 351 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年 12 月 28 日付八王子市告示第 443 号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 9 月 25 日

八王子市長 石 森 孝 志

記

1 指定を解除する区域

別図のとおり（八王子市北野町 596－3 の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

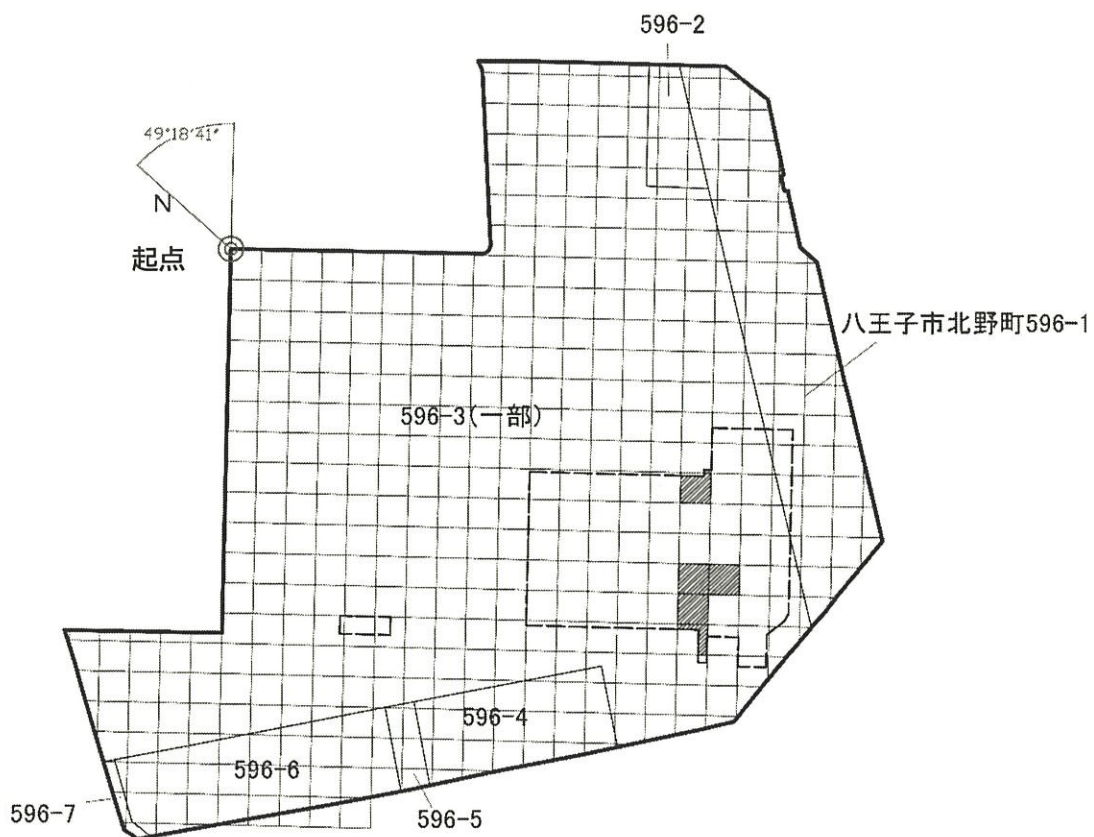
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、砒素及びその化合物、六価クロム化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

<問合せ先>

環境部環境保全課



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 調査対象地
- 指定を解除する区域

【起点】

敷地の北端を起点とした。

【格子の回転角度(49 度 18 分 41 秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらを平行として 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。